

# 日本赤十字社医療センター保育施設運営要綱

(昭和63年10月1日施行)

改正 平成11年7月1日付赤医人第274号

平成21年5月26日付赤医人第284号

平成27年11月21日付赤医看第73号

令和2年5月1日付赤医看第42号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、日本赤十字社医療センター（附属乳児院及び助産師学校を含む。以下、「センター」という。）の職員のうち、センターに常勤で勤務する職員が養育する子どもの保育を援助するため、センター内に保育施設を設置し、その運営について定めることを目的とする。

## (目的)

第2条 保育施設は、仕事と子育ての両立を支援するための福利厚生施設として、職員が乳幼児を預託、授乳及び保育に利用することをもって職員の勤務環境改善に資することを目的とする。

## (名称及び設置場所)

第3条 保育施設の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名称 日本赤十字社医療センター院内保育所「さくらんぼ」（以下、「保育所」という。）

設置場所 東京都渋谷区広尾4丁目1番1号 日本赤十字社医療センターレジデンス宮代

## (管理運営)

第4条 保育所の管理者は日本赤十字社医療センター院長（以下、「院長」という。）とし、看護部が運営管理を行う。

## (利用資格)

第5条 利用資格を有する者は、原則として以下のいずれにも該当するものであること。

(1) 生後57日目以降の0歳児から2歳児までの子どもを養育するセンターに常勤で勤務する職員であること。

なお、子どもが入所年度の途中で満3歳に達した場合は入所期間を当該年度末まで延長することができる。

(2) 養育する子どもの居住地域等の保育施設への入園を希望しているにもかかわらず、入園出来ない状況から職場復帰が困難な職員であること。

なお、職員は入所後においても、居住地域の保育施設に入園させるよう努めなければならない。

## (入所できる子どもの定数)

第6条 定員は、5名とする。

## (保育担当職員の人数)

第7条 保育を担当する職員は、保育士または看護師とし2名以上を配置する。

## (保育時間)

第8条 保育所の利用時間は、当面の間午前7時40分から17時までとする。

(休業日)

第9条 保育所の休業日は次の各号に掲げる日とする。

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日
- (2) 日本赤十字社創立記念日
- (3) 年末、年始の6日間(12月29日より翌年1月3日)

(延長保育)

第10条 職員の勤務等により保育の延長(早朝保育を含む)が必要な場合は、延長保育を行う。

延長保育を希望する職員は、3日前までに保育所に申し込まなければならない。

(利用申込)

第11条 保育所の利用を希望する者は、様式1号による「院内保育所利用申込書」を原則として利用日の1か月前までに人事課に提出し、院長の許可を受けたのち、保育所においてオリエンテーションを受けなければならない。

(慣らし保育)

第12条 保育所の利用を希望する者は、入所前に5日～10日の慣らし保育を実施する。期間は、利用を希望する者が希望できるものとし、オリエンテーション時に保育所の保育士と相談し最終的に決定する。

(保育料金)

第13条 基本保育料は、月額60,000円とする。

- 2 保育料は前項の金額を当月の給与から控除する。
- 3 保育料には、昼食代・おやつ代を含むものとする。
- 4 入所が月の途中である場合における当該月の保育料は、月の15日以降の入所の場合、本条第1項に定める基本保育料の半額とする。
- 5 慣らし保育期間の保育料は、基本保育料とは別に日額3,000円とする。  
ただし、入所が月の途中である場合には、基本保育料の算出期間に慣らし保育の期間を含めて計算するものとする。

(保育時間の管理)

第14条 保育時間の管理は、保育記録にて行う。また、保育時間は、来所時から迎え来所時までとする。

(退所及び保育の停止)

第15条 院長は、次の号のいずれかに該当する場合は、保育所の退所を命じ、または保育を停止することができる。

- (1) 第5条に定める利用資格を失ったとき。
- (2) 入所した子どもが感染症に罹患し、または罹患する疑いがあり、他の在籍児の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) その他通所が適当でないと判断したとき。

(退所の届出)

第16条 退所を希望する者は、別紙様式2号「保育所退所届」を退所予定日の1か月前までに人事課を通じ、院長に届出なければならない。

(備品・器具)

第 17 条 予め定められた保育上必要とする物、消耗品類は利用者の負担において使用の際持ち込むものとする。

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、保育所の利用に関し必要な事項は、別に定める。

年 月 日

日本赤十字社医療センター院長 様

所属  
職  
氏名 印

### 院内保育所利用申込書

日本赤十字社医療センター保育施設運営要綱第7条の規定により入所を申し込みます。

1 申込者(保護者)

所属部署	職種	氏名

2 入所希望児

氏名		(申込者との続柄)
生年月日	年 月 日生	(満 歳 か月)

3 入所希望年月日

年 月 日
-------

4 慣らし保育希望期間

年 月 日 ~ 年 月 日
計 日間

5 添付書類

認可保育園等の入所不承諾通知書の写し 1通

様式2号

平成 年 月 日

日本赤十字社医療センター院長 様

所属  
職  
氏名 印

### 院内保育所退所届

日本赤十字社医療センター保育施設運営要綱第16条の規定により退所を届出ます。

記

退所する児の 氏名及び生年月日	氏名 平成 年 月 日生
入所した日	平成 年 月 日
退所する日	平成 年 月 日
退所する理由	